

## ④ 投資法人の支払配当の損金算入に関する明細書

配当等の額の計算	事業年度	.		法人名
		年	度	
金 銭 の 分 配 の 額	1	円	税引前当期純利益金額	11
み な し 配 当 等 の 額	2		前 期 繰 越 損 失 の 額	12
小 計 (1) + (2)	3		負 の の れ ん 発 生 益 の 額	13
利 益 超 過 分 配 金 額	4		減 損 損 失 の 額	14
配 当 等 の 額 (3) - (4)	5		$(14) \times \frac{80 \text{又は} 70}{100}$	15
配 当 可 能 利 益 の 額 (22)	6		買換特例圧縮積立金個別控除額の合計額 (27の計)	16
$(6) \times \frac{90}{100}$	7		控除済負ののれん発生益の額のうち当期加算額 (37の計)又は(40の計)	17
(3)が(7)を超える場合の(5)の額	8		買換特例圧縮積立金個別控除額のうち当期加算額 (48の計)	18
所 得 金 額 合 計 (別表四「34の①」)	9		差 引 計 (11) - (12) - (13) - (15) + (17) + (18) (マイナスの場合は0)	19
支 払 配 当 の 損 金 算 入 額 (8)と(9)のうち少ない金額)	10		利 益 超 過 分 配 金 額 (4)	20
			出 資 総 額 戻 入 金 額	21
			配 当 可 能 利 益 の 額 (19) + (20) - (21)	22

## 買換特例圧縮積立金個別控除額の計算

特 例 適 用 条 項	23	措 法・震 災 特 例 法 第 条 第 第	措 法・震 災 特 例 法 第 条 第 第	措 法・震 災 特 例 法 第 条 第 第	
不 動 产 の 种 類	24				計
買換特例圧縮積立金繰入額	25	円	円	円	円
控除限度割合 (33)	26				
買換特例圧縮積立金個別控除額 (25) × (26)	27	円	円	円	円

## 控除限度割合の計算

譲渡利益金額の計算	当 期 に お い て 譲 渡 し た 不 動 产 の 对 価 の 額 の 合 计 額	28	円	譲 金 額 の 利 計 益 算	譲 渡 利 益 金 額 (28) - (31) (マイナスの場合は0)	32	円
	譲 渡 直 前 の 帳 簿 価 額 の 合 计 額	29	円		控 除 限 度 割 合 (32) (25の計)		円
	当 期 に お い て 譲 渡 し た 不 動 产 の 譲 渡 を 要 し た 費 用 の 額 の 合 计 額	30	円		(1を超える場合は1)		
	計 (29) + (30)	31	円				

## 控除済負ののれん発生益の額のうち当期において配当可能利益の額に加算する金額の計算

負ののれん発生益の発生事業年度	負 の の れ ん 発 生 益 の 額	$(34) \times \frac{\text{当期の月数}}{1,200}$	前 期 ま で の 加 算 額 の 累 計 (前 期 ま で の (35) の 累 計 )	当 期 加 算 額 ( (35) と (34) - (36) ) の う ち 少 な い 金 額	不 動 产 投 资 法 人 の 特 例		
					特 定 合 併 に よ り 移 転 を 受 け た 土 地 等 の 合 併 時 価 額 の 総 額	(38) の う ち 当 期 に 譲 渡 又 は 消 滅 を し た 土 地 等 の 合 併 時 価 額	当 期 加 算 額 (34) × $\frac{(39)}{(38)}$
	34	35	36	37	38	39	40
· · ·	円	円	円	円	円	円	円
· · ·							
計							

## 買換特例圧縮積立金個別控除額のうち当期において配当可能利益の額に加算する金額の計算

買換特例圧縮積立金の積立事業年度	不動産の種類	買換特例圧縮積立金個別控除額	前 期 ま で の 加 算 額 の 累 計 (前 期 ま で の (43) の 累 計 )	差 引 残 額 (42) - (43)	取 崩 額 の 内 訳		貸 借 対 照 表 に 計 上 さ れ て い る 買換特例圧縮積立金	当 期 加 算 額 (44) × $\frac{(45) + (46)}{(45) + (47)}$
					目 的 取 崩 額	分 配 目 的 取 崩 額		
	41	42	43	44	45	46	47	48
· · ·	円	円	円	円	円	円	円	円
· · ·								
· · ·								
計								

## 別表十（九）の記載の仕方

1 この明細書は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第12項（定義）に規定する投資法人（以下「投資法人」といいます。）が措置法第67条の15第1項（投資法人に係る課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。

2 「 $(14) \times \frac{80\text{又は}70}{100}$  15」は、当期が東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第45条（課税事業年度）に規定する課税事業年度（同条第3項の規定により同条に規定する課税事業年度とみなされる事業年度を除きます。）である場合には「又は70」を消し、その他の場合には「80又は」を消します。

3 「買換特例圧縮積立金個別控除額の合計額<sup>16</sup>、  
（27の計）  
「買換特例圧縮積立金個別控除額のうち当期加算額<sup>18</sup>、  
（48の計）  
「買換特例圧縮積立金個別控除額の計算」、「控除限度割合の計

算」及び「買換特例圧縮積立金個別控除額のうち当期において配当可能利益の額に加算する金額の計算」の各欄は、投資法人の平成25年4月1日前に開始した事業年度にあっては、記載を要しません。この場合において、

「差<sup>引</sup>  
(11) - (12) - (13) - (15) - (16) + (17) + (18)<sup>19</sup>」中「(11) - (12) - (13) - (15) - (16) + (17) + (18)」とあるのは、「(11) - (12) - (13) - (15) + (17)」として記載します。

4 「不動産投資法人の特例」の各欄は、措置法規則第22条の19第6項（投資法人に係る課税の特例）に規定する不動産投資法人が同条第5項の規定の適用を受ける場合に記載します。